

(様式1)

庄教教総第20号

平成30年1月10日

文部科学大臣 殿

設置者名

広島県庄原市長

木山 耕三

印

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、  
下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

庄原市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

平成29年度

(担当)

庄原市教育委員会教育部教育総務課

住所：広島県庄原市中本町一丁目10番1号

電話：0824-73-1186

(様式2)

### 3. 施設整備計画の目標

#### (1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

本市は、平成27年度に学校施設の耐震化対策を終え、今後は学校施設の大規模改造、長寿命化を中心とした施設整備の取組を行い、建物としての機能を高め、維持管理に努めていく。

#### (2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

本市は、平成17年3月31日に庄原市、比婆郡西城町・東城町・口和町・高野町・比和町、甲奴郡総領町の市町合併後、平成21年度までに休校・廃校を除く学校施設の耐震診断を完了し、耐震性のない学校施設について計画的に改修・整備を行っている。

平成27年度に学校施設の耐震化対策を終え、今後は学校施設の大規模改造、長寿命化を中心とした施設整備の取組を行い、建物としての機能を高め災害に備える。

#### (3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

改築計画・構想のある学校施設について、児童生徒や教職員等が安全に学校生活や教育活動を送れるよう、死角や動線を少なくした施設配置・構成等、関係者の声を十分に反映した施設づくりを行う。

#### (4) 教育環境の質的な向上を図る整備

老朽化する施設や設備を改修する際には、高機能・長寿命・環境低負荷な製品等への切り替えを行い、教育環境の改善を図る。

また、市内産の木材を学校施設の内外装に積極的に取り入れるとともに、太陽光発電・木質(ペレット)ボイラー等の環境技術を積極的に採用する。

さらに、今後の地域住民の学校施設利用を見据えた地域連携型教室や屋外運動場照明施設等の整備を進める。

#### (5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

普通教室において冷房のない学校に冷房を設置することにより、夏季の教室を適正温度・湿度に保ち、教育環境の充実を図る。

#### 4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

##### (1) 現在の学校等の整備状況

| 学校等                               |         | 学校等   |
|-----------------------------------|---------|-------|
| 小学校                               |         | 19 校  |
| 中学校                               |         | 7 校   |
| 義務教育学校                            |         | 0 校   |
| 中等教育学校(前期課程)                      |         | 0 校   |
| 特別支援学校(小学部及び中学部)                  |         | 0 校   |
| 幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む)               |         | 0 園   |
| 幼保連携型認定こども園                       |         | 0 園   |
| 高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む) |         | 0 校   |
| 教員及び職員のための住宅                      |         | 6 戸   |
| 学校給食施設                            | 単独校調理場  | 1 箇所  |
|                                   | 共同調理場   | 9 箇所  |
| スポーツ施設                            | 学校水泳プール | 14 箇所 |
|                                   | 学校武道場   | 3 箇所  |
|                                   | 社会体育施設  | 26 箇所 |

##### (2) 整備に関する計画の策定状況

| 計画名                     | 策定の有無 | 策定年月日        |
|-------------------------|-------|--------------|
| 個別施設計画 <sup>※1</sup>    | 無     | 未定(平成32年度予定) |
| 国土強靱化地域計画 <sup>※2</sup> | 無     | 未定           |

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

#### 5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

|  |
|--|
| <p>市内の小中学校における校舎・屋体等の施設の耐震診断結果と、今後の主な施設整備計画等について、市ホームページや広報誌等で公表することとする。</p> |
|--|

